

参考資料

第3号被保険者期間に係る年金の裁定請求の審査に関する参考資料

- 国民年金老齢給付市町村事務取扱準則
(昭和46年8月24日) ··· 1
- 国民年金・厚生年金保険・船員保険 年金裁定請求書の進達事務の手引
(昭和61年4月) ··· 4
- 国民年金・厚生年金保険 年金給付関係業務取扱要領(裁定編)
(昭和62年2月) ··· 6
- 国民年金事業の推進について
(平成6年3月31日) ··· 8
- 国民年金第三号被保険者に係る特例届出の勧奨事務の実施について
(平成7年3月29日) ··· 10
- 老齢給付(基礎年金・厚生年金)の裁定請求の様式
※ 基礎年金番号導入前の様式(平成6年当時の様式) ··· 11
- 老齢給付(基礎年金・厚生年金)の裁定請求の様式
※ 基礎年金番号導入後の様式(平成9年当時の様式) ··· 14
- 社会保険業務処理マニュアル 国民年金・厚生年金保険 年金給付
(平成18年10月) ··· 17
- 業務処理要領【マニュアル】年金給付
(平成23年4月改正) ··· 19

国民年金老齢給付市町村事務取扱準則

(昭46.8.24厚保発第14号 最終改定平8.12.20厚保発第33号)

第1章 総 則

(事務の取扱い)

第1条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)における国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「法」という。)の規定による老齢基礎年金及び法附則第9条の規定による老齢給付(以下併せて単に「老齢給付」という。)に関する事務の取扱いについては、法、国民年金施行令(昭和34年政令第184号)及び国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)の定めるところによるほか、この準則の定めるところによる。

(老齢給付に関する書類)

第2条 老齢給付に関する認定の請求、支給繕上げの請求、支給繕下げの申出、選択の申出、死亡の届出及び未支給年金の請求に関する書類(以下「老齢給付関係書類」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国民年金・厚生年金保険・老齢給付認定請求書(別紙1)
- (2) 国民年金・老齢基礎年金支給繕上げ請求書(別紙2)
- (3) 国民年金・老齢基礎年金支給繕下げ申出書(別紙3)
- (4) 国民年金年金受給選択申出書(社会保険業務センター)(別紙4)
- (5) 国民年金・厚生年金受給選択申出書(地方)・(共済)・(社会保険業務センター)(別紙5)
- (6) 国民年金年金受給権者死亡届(別紙6)
- (7) 国民年金未支給年金請求書(別紙7)

2 老齢給付に関する氏名変更の届出、住所変更の届出、年金払渡希望機関変更の届出、国民年金証書(以下「証書」という。)再交付の申請、現況の届出及び支払通知書の亡失の届出に係る書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 年金受給権者氏名変更届(別紙8)
- (2) 年金受給権者住所・支払機関変更届(別紙9)
- (3) 年金証書再交付申請書(別紙10)
- (4) 年金受給権者現況届
- (5) 支払通知書亡失〔未満〕届(別紙11)

(文書の取扱い)

第3条 受給権者等に対する照会等の文書を作成するときは、平易な文体を用い、必要があるときは、注釈を加える等適宜の方法を講じて記載事項が容易に了解されるように努める。

2 受給権者等から提出された老齢給付関係書類の記載事項に明白な誤りがある場合においても、これが軽微なものであって、容易に補正できるものであるときは、適宜その誤りを補正するように努める。

(受付処理簿)

第4条 老齢給付関係書類（国民年金・老齢基礎年金支給線上げ請求書（以下「線上げ請求書」という。）及び厚生年金保険・老齢厚生年金支給線下げ申出書（以下「線下げ申出書」という。）を除く。）に関する受付処理簿（以下「受付処理簿」という。）には次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 受付年月日

(2) 老齢給付関係書類の名称

(3) 氏名

(4) 処理経過

(5) その他必要な事項

第2章 老齢給付関係書類の受理

(受理)

第5条 受給権者等から老齢給付関係書類の提出を受けたときは、次による。

(1) 老齢給付関係書類の所定欄に受付印を押し、受付年月日及び市町村名を記載する。この場合においては、老齢給付関係書類の記載事項が不明瞭とならないよう留意する。

(2) 受付処理簿に受付年月日、老齢給付関係書類の名称（市町村において適宜略称を用いてもさしつかえない。）及び氏名を記載する。この場合において、返付した老齢給付関係書類が再提出されたものであるときは、当該受付処理経過欄に再受付年月日を記載する。

ただし、国民年金年金受給権者死亡届（以下「死亡届」という。）と国民厚生年金保険未支給年金請求書（以下「未支給請求書」という。）が同時に提出された場合における死亡届については、記載を要しないものとする。

(3) 老齢給付関係書類に添えて、国民年金手帳（以下「手帳」という。）若しくは証

書又は線上げ請求書若しくは線下げ申出書がある場合にあっては、受付処理簿にその旨を記載する。

(返付)

第6条 老齢給付関係書類に補正できない程度の記載もれ若しくは、記載誤りがあるとき又は当該老齢給付関係書類に添えて提出された書類（以下「添付書類」という。）に著しい不備があるとき若しくは添付すべき書類が添付されていないときは、その旨を明らかにして、受付処理簿の処理経過欄に返付年月日を記載したうえ、当該老齢給付関係書類を、受給権者等に返付する。

第3章 老齢給付関係書類の進達

(進達)

第7条 老齢給付関係書類を受理したときは、直ちに、第4章に規定する処理を行い、これを社会保険事務所に進達する。

2 第2条第2項に規定する書類が受給権者から提出されたときは、記載内容の点検及び補正を行い、これを社会保険事務所に送付する。

(送付書)

第8条 老齢給付関係書類を進達する場合においては、国民年金関係書類送付書（以下「送付書」という。）を作成し、この送付書に進達する当該老齢給付関係書類を添えて進達する。

(検認票の添付)

第9条 国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書（以下「裁定請求書」という。）を進達する場合において、当該裁定請求者に係る未進達の国民年金印紙検認票（以下「検認票」という。）があるときは、当該裁定請求書に当該検認票を添付する。

(受付処理簿の記載)

第10条 老齢給付関係書類を進達するときは、受付処理簿の処理経過欄に進達年月日を記載する。

第4章 老齢給付関係書類の処理

(裁定請求書)

第11条 裁定請求書は、次により処理する。

- (1) 裁定請求書の記載及び添付書類に不備がないか確認する。
- (2) 裁定請求者の生存の事実並びに裁定請求書に記載されている生年月日、性別及び氏名を戸籍簿又は住民票により確認する。
- (3) 裁定請求書に記載されている基礎年金番号、生年月日、性別及び氏名を手帳及

び国民年金被保険者名簿（以下「名簿」という。）と照合し、手帳及び名簿に記載されている生年月日、性別又は氏名が相違している場合は、裁定請求書の余白に、訂正前及び訂正後の生年月日又は性別若しくは変更前及び変更後の氏名を記載する。

- (4) 手帳及び名簿により保険料の納付状況を確認し、未納保険料の納付若しくは追納があった場合又は未進達の検認票がある場合には、裁定請求書の余白にその旨を記載する。
- 2 裁定請求書に、沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第63条第5項の規定に該当することにより、戸籍の附票の原本、市町村長の証明書又は住民票の写しが添付されている場合には、昭和45年4月1日から昭和47年5月14日までの間に住所を有していたことがあることを明らかにできる書類であることを確認する。

なお、市町村において、戸籍の附票、住民票、又はその他の公簿によりこの間に沖縄に住所を有していたことを確認した場合は、当該裁定請求書の余白に「45.4.1～47.5.14までの間に沖縄住所有確認」と記載することにより、この間に沖縄に住所を有していたことが明らかにできる書類の添付は要しない。

ただし、この間に沖縄に住所を有していたことを明らかにできる書類又は公簿等による確認が困難な場合には、その理由書及びこの間に沖縄に住所を有していた旨の申立書が添付されていることを確認する。

（線上げ請求書及び線下げ申出書）

第12条 線上げ請求書及び線下げ申出書の処理をする場合においては、前条第1項第1号から第2号までの規定を準用する。この場合において「裁定請求書」とあるのは「線上げ請求書又は線下げ申出書」と、「裁定請求者」とあるのは「線上げ請求者又は線下げ申出者」と、それぞれ読み替えるものとする。

（選択申出書）

第13条 国民年金年金受給選択申出書（社会保険業務センター）及び厚生年金年金受給選択申出書（地方）・（共済）・（社会保険業務センター）の記載及び添付書類に不備がないか確認する。

（死亡届及び未支給請求書）

第14条 死亡届及び未支給請求書の記載及び添付書類に不備がないか確認する。

2 死亡した受給権者の死亡の事実を戸籍簿又は住民票により確認する。

（未支給年金請求書）

第15条 削除

第5章 雜則

（受付処理簿の整理）

第16条 社会保険事務所から、国民年金裁定者一覧表又は国民年金・厚生年金保険不支給決定通知書の写しの送付を受けたときは、受付処理簿の処理経過欄に裁定又は不支給の表示及び送付を受けた年月日を記載する。

2 社会保険事務所から、国民年金・厚生年金保険未支給決定者一覧表の送付を受けたときは、受付処理簿の処理経過欄に決定又は不該当の表示及び送付を受けた年月日を記載する。

（文書の収発及び整理）

第17条 この準則に定めるもののほか、照会文書等の収発及び整理については、市町村における文書の取扱いの例によるものとする。

別紙（略）

国民年金・厚生年金保険・船員保険

年金給付裁定請求書の
進達事務の手引

昭和 61 年 4 月

社会保険庁年金保険部業務第一課
社会保険庁年金保険部業務第二課

第3章 裁定請求書の点検・補正等

○第3号被保険者期間の審査について

第1節 裁定請求書の点検・補正要領

具体的な記載はない。

1. 受理した裁定請求書の点検・補正等は「別添1 国民年金・厚生年金保険年金給付裁定請求書点検・補正要領」および「別添2 船員保険年金給付裁定請求書点検・補正要領」（以下「点検・補正要領」という。）により、その記載事項および添付書類等について行うこと。
2. 未支給の給付にかかる裁定請求書は、「点検・補正要領」に基づき点検・補正したうえ、未支給請求書を添付して進達すること。
なお、未支給請求書の点検・補正については、諸変更届の進達事務の手引の「未支給請求書の点検・補正要領」によること。
3. 補正にあたっては、訂正する事項を二線をもって抹消し、正しい事項をそのまま記入することとし裁定請求書に記入されている他の事項が不明瞭とならないように留意すること。また補正是明確に行うこと。

第2節 点検補正に伴う「過渡期における国民年金業務取扱要領」に基づく処理等

1. 老齢基礎年金の裁定請求書を受付たときは、所定の点検補正の処理を行ったうえ「長期年金裁定中表示登録処理票」を作成し、窓口装置により入力すること。
なお、当該裁定請求書の受付課所が住所地を管轄する社会保険事務所以外であって、かつ、国民年金被保険者記録に補正する必要な記録がある場合は、住所地を管轄する社会保険事務所で当該記録の補正が完了したことを確認した後の処理とする。
2. 老齢基礎年金以外の裁定請求書を受付たときは、所定の点検補正の処理を行ったうえ「年金裁定用記録作成処理票」を作成し、窓口装置により入力すること。

なお、当該裁定請求書の受付課所が住所地を管轄する社会保険事務所以外であって、かつ、国民年金被保険者記録に補正する必要な記録がある場合は、住

所地を管轄する社会保険事務所で当該記録の補正が完了したことを確認した後の処理とする。

3. 改正法附則第94条第2項の規定により支給することとされた「特別一時金」の支給をうけた者から、裁定請求書の提出があった場合は、当面、次の手順により処理を行う。
 - (1) 当該裁定請求書を受付た社会保険事務所は、窓口装置により「国民年金被保険者記録照会」の処理を行い、特別一時金の支給記録がないかを確認する。
 - (2) 特別一時金の支給記録がある場合は、支給決定社会保険事務所（特別一時金の支給を決定した社会保険事務所をいう。）を確認する。
 - (3) 支給決定社会保険事務所が自府でない場合は、当該社会保険事務所から「特別一時金支給台帳」等の写の回付をうける。また、自府である場合は、当該台帳の写を作成する。
 - (4) 当該裁定請求書の進達にあたって、「裁定中表示」の登録の処理が必要な老齢基礎年金の裁定請求書を受け付けたときは、当面、請求者の住所地を管轄する社会保険事務所に対して、「対象旧保険料納付済期間」（特別一時金の支給対象となった保険料納付済期間をいう。）の削除処理を依頼する。自府が住所地を管轄する社会保険事務所である場合は当該期間の削除処理を行う。
 - (5) 「裁定中表示」の登録の処理は、前記(4)の削除処理が完了したことを確認した後に行う。
 - (6) 前記(3)により回付をうけ又は作成した「特別一時金支給台帳」等の写は、特別一時金の支給者に係る裁定請求書に添付し、同時に進達する。

第3節 裁定請求書の不備・返戻等

1. 市区町村経由以外の裁定請求書について

- (1) 裁定請求書の記載事項に補正できない不備があるときは、その旨を明らかにして当該請求者に返戻すること。

また、必要とする添付書類等が添付されていないときは、添付されていな

國民年金
厚生年金保險 年金給付關係業務取扱要領
(裁定編)

[第1部 業務処理 詳細説明書]

第8節 国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書の処理

1 記録確認

(1) 裁定請求書に記載されている年金手帳の基礎年金番号（備考欄に記載されている三制度の年金手帳記号番号を含む。）を窓口装置から入力し、制度共通年金記録照会を行い「制度共通年金記録照会回答票（資格画面・氏名画面・証番画面）」を印字する。また、制度共通年金記録照会から各制度の被保険者記録照会への連動が可能であるので、必要に応じ各制度の「被保険者記録」を併せて印字する。

なお、当該年金手帳の基礎年金番号が単独制度の場合は、年金手帳の基礎年金番号を窓口装置から入力し、該当する被保険者ファイル照会を行い「被保険者記録」を印字する。

また、当該記録が請求者本人の記録であることが確認できた場合、状況に応じて以下の処理を行う。

- ・年金手帳の基礎年金番号の記載があり、かつ、年金手帳の記号番号の記載がある場合
⇒年金手帳記号番号登録処理を行う
- ・年金手帳の基礎年金番号の記載がないが、年金手帳の記号番号の記載がある場合
⇒基礎年金番号付番（手番）処理を行う
- ・年金手帳の基礎年金番号及び年金手帳の記号番号の記載がない場合（20歳未満の遺族年金請求者、配偶者）
⇒基礎年金番号付番処理を行う

（上記処理の詳細については、「基礎年金番号関係業務取扱要領第2章」参照のこと）

- (2) 被保険者記録の補正等を要する場合は、「第3節 被保険者記録の整備」により行う。
- (3) 裁定請求書に恩給証書が添付されているときで、恩給の起算年月の確認を必要とする場合は、社会保険業務センター（高井戸）へ依頼又は都道府県へ照会を行う。
- (4) 裁定請求書に旧令共済組合員期間の履歴申立書が添付されているときは、組合員期間の確認を社会保険業務センター（高井戸）へ依頼する。
- (5) 补正後の被保険者記録について、上記(1)と同様の処理により「被保険者記録」等の印字を行う。
- (6) 印字した「被保険者記録」等及び社会保険業務センター（高井戸）より回答のあった旧令共済組合期間の証明書等により、受給資格期間の確認を行う。
- (7) 記録の確認により、期間不足等再度確認が必要と思われる場合は、理由書を添えて本人又は市区町村へ裁定請求書を返却する。
- (8) 付番関係処理の際に疑重複となった場合は、疑重複者の調査・確認を行い、基礎年金番号を確定した後に裁定処理を行うこと。（詳細については、「基礎年金番号関係業務取扱要領第3章」参照のこと）

2 事前審査

裁定請求書の記載内容及び添付書類について適正か確認し、裁定処理上必要な事項を整備し、受給要

件を審査すること。

○第3号被保険者期間の審査について具体的な記載はない。

なお、項目ごとの具体的な審査補正方法については、「国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書の審査補正の方法」によること。

- (1) 裁定請求書の記載事項について点検を行い誤記、脱漏又は判読困難なものがないか確認し補正する。
- (2) 必要な添付書類が添付されているか確認するとともに、添付書類により裁定請求書の記載内容及び必要な事実関係を確認する。
- (3) 裁定請求書の記載事項のうち、添付書類により事実の確認ができる事項については補正する。
- (4) 裁定請求書の記載事項のうち補正できないもの及び必要な添付書類が添付されていないものについては、請求者又は市区町村へ返却する。
- (5) 記載事項の補正及び入力項目の補正については、赤色サインペンを使用する。なお、記載事項を訂正する場合は、誤記を抹消しその上部に正しい事項を記入する。再補正は、黒色サインペンを使用する。

二二五 国民年金事業の推進について（通知）

〔平成六年三月三十日府文第第一四一一号
都道府県民生主管部（局）国民年金主管課長、
長あて社会保険庁運営企画・年金管理課長、
年金指導課長通知〕

社会保険事務所及び市町村における国民年金に関する事務の取扱いについては、「国民年金社会保険事務所事務取扱準則」（昭和四十二年三月十五日府保発第三号）及び「国民年金市町村事務取扱準則」（昭和四十二年三月十五日府保発第四号）等により取り扱われているところで、あるが、今般、事業の推進に当たつて留意すべき基本的な事項を下記のとおり取りまとめたので、事業の実施に当たつてはこれらに留意の上、積極的な推進を図られた。

なお、国民年金事業を推進していくに当たつては、厚生年金保険の適用事業所の事業主の協力などが必要となる場合も多いので、保険主管課（部）長の協力を得て円滑な事業運営に努められたい。

記

国民年金事業の推進に当たつて留意すべき事項

一 第一号被保険者の適用対策の推進

国民の年金権の確保を図る観点から、適用対象者を的確に把握し、確実に適用を行うよう次の措置を講ずること。

（一）都道府県における適用対策の推進

都道府県は、市町村における第一号被保険者の適用対策に関して、社会保険事務所と連携を図り、次の措置を講ずること。

① 市町村について、市町村ごとに、直近の適用実績をもとに問題点の分析・検討を行うこと。

（二）市町村における適用対策の推進

- ② 問題点の分析・検討結果に基づいて、個別に市町村と協議し、適用対象者を的確に把握の上、未加入者の解消に向けた適切な適用目標者数を設定し、所要の対策を講ずるよう指導すること。
特に、国民健康保険の被保険者（二〇歳から六〇歳未満の者）と当該被保険者のうち第一号被保険者として加入している者との数を比較し、その乖離が当該都道府県の平均より大きい市町村については、重点的に指導すること。
③ 適用特別対策を実施する市町村については、特別対策にかかる実施計画の検討・立案等に関し当該市町村と十分に協議すること。
④ 市町村が的確に未加入者の把握を行えるよう、国民健康保険組合に対し、当該組合の被保険者情報の提供が得られるよう協力要請を行うこと。
社会保険事務所における適用対策の推進
社会保険事務所は、具体的対策を策定するに当たり、次の点について必要な措置を講ずること。
- ① 都道府県が国民健康保険組合から提供を受けた情報を活用して未加入者の把握をし、その情報を市町村へ提供すること。
② 厚生年金保険の適用事業所の事業主等に対し、算定基準届事務説明会等において、適用事業所に就職したとき又は退職したときは、国民年金の届出が必要であることを従業員に周知するよう協力を要請すること。
また、社会保険委員会に対して、この趣旨の理解を求め、届出の勧行が図られるよう協力を依頼すること。
③ 市町村が後記①の③に掲げる対策を講じてもなお加入の届出

を表めるよう市町村を指導する」と。

四 社会保険事務所は、市町村に対して、保険料免除の申請にかかる事実審査について指導を徹底すること。

五 保険料の免除は将来の年金額の算定上必ずしも有利な取扱いを受けないこと、免除期間にかかる保険料については追納することが望ましいことなど、被保険者に対して保険料免除制度、追納制度等の一層の周知徹底を図ること。

また、免除承認事務に当たつては、早期処理に努める」と。

六 年金給付の適正化

裁定請求書及び各種届書の早期提出、審査の充実及び早期処理を図ることともに、特に次の点に留意すること。

一 裁定請求書及び各種届書の適正かつ早期の提出について、被保険者及び年金受給権者に対し、都道府県、市町村の広報紙（誌）の活用及び集団指導等あらゆる機会を利用して、周知徹底を図ること。

二 裁定請求書の受付、審査に当たつては、被保険者期間の脱離を防止するため、被保険者期間の確認を十分に行うこと。

三 この場合、第三号被保険者であった期間があるときは、必ずその配偶者の被用者年金制度の加入状況との合否を実施し、適切な被保険者期間の確認を行つこと。

四 受給権の失権又は年金額の改定について、市町村の担当課（係）等との連携を図り、失権事由又は年金額改定事由に該当の事実を的確に把握し、必要な届書の早期提出及び早期処理を図り、むつて過払の防止に努めること。

五 年金受給権者が他の公的年金を受けることができる場合は、

併給調整が行われることの周知、現況届による確認の徹底等を図り、一層の適正化を図ること。

なお、老齢福祉年金と公的年金との併給調整について、「公的年金受給者一覧表」等を活用してその適正化を図ること。

六 老齢福祉年金、裁定替えとなつた障害基礎年金及び遺族基礎年金並びに〇歳前障害にかかる障害基礎年金の受給権者にかかる所得（老齢福祉年金及び裁定替えとなつた遺族基礎年金については、扶養義務者にかかる所得を含む。）の把握については、課税台帳等との対応により的確に行うよう市町村を指導すること。

また、都道府県における所得審査後に、市町村民税の更正決定が行われた場合には、市町村において税務主管課（係）と国民年金主管課（係）との連携を密にして更正決定後の所得を確實に把握し、都道府県に報告するよう指導すること。

七 共済組合の組合員期間を有する大正十五年四月一日から昭和六年四月一日までに生まれた者にかかる老齢給付等の審査に当たつては、昭和六十一年四月一日前に昭和六十一年改正前の共済組合各法による退職年金等の受給権を有している者については昭和六十一年改正前の国民年金法が適用されることから、裁定請求書に添付された年金加入期間確認通知書により、退職年金等の受給権の有無を確認すること。

八 審査給付及び遣旅給付の裁定請求書の点検に当たつては、給付の発生原因に留意し、第三者行為によるものである場合は第三者行為事故状況届及び示談書等の添付の有無を確認すること。

九 障害給付の裁定請求にかかる診断書の点検に当たつては、障害等による年金の詐取事件の発生防止のため、診断書作成医師の「空

院及び診療所の名称」「所在地」等の確認、診断書の各欄に記入もれがないことの確認及び疑わしき加筆又は修正がある場合は作成医師に確認等を行うこと。

七 広報活動の推進

一 国民年金事業の円滑な運営と制度の安定を図るために、国民の年金制度への参加意識の醸成を図るとともに確実な届出手続の履行が不可欠である」とから、あらゆる機会を活用した積極的な広報活動に努めること。

二 なお、広報活動を推進するに当たつては、多くの被保険者、年金受給権者等が利用する社会保険関係福祉施設の活用についても十分配慮すること。

三 具体的な広報の実施に当たつては、特に年金に対する意識が薄くなりがちな若い世代を積極的に取り込むほか、期間を特定した県的な事業展開や地域の実情や特性を配慮しつゝ、広報媒体等に創意工夫を凝らすなど、効果的なものを実施すること。教育の必要性に關し意見交換、協力要請の場を持つ等の推進に努めることが。

四 市町村における制度の周知、啓発活動等の一層の充実を図る観点から、都道府県単位で市町村広報コンクールを実施すること。

なお、特に研究と認められ全国の市町村に紹介するにふさわしい広報事例については、平成五年七月二十六日付文第第一一四五号通知に基づき、毎年九月末日までに送付する」と。

八 事務処理の適正化

事務処理については、適正かつ迅速に行つことが肝要であり、特

正されたので通知する。

国民年金法施行令(昭和三十四年政令第十八四号)第四条の三に基づき、被扶養配偶者の認定基準(昭和六十一年三月三十日厚生省発年第三五号)の一部を次のように改正し、平成五年四月一日から適用する。

平成五年三月八日

被扶養配偶者の認定基準の一及び二中「一〇〇万円未満」を「一三〇万円未満」に、「七〇万円未満」を「八〇万円未満」に改める。

〔一八七別添参照〕

III-1 国民年金第三号被保険者に係る特例届出の勧奨事務の実施について

(平成七年三月二十九日厚生省文秘第一九三四四号
長て社会保険庁連絡部年金指導課長通知)

国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九五号)以下「改正法」という。附則第一〇条の規定により、年金受給権を確保するための特例措置として、第三号被保険者又は第三号被保険者である者が平成七年四月一日から平成九年三月三十日までの間に届出(以下「特例届出」という)を行うことによって、国民年金の保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者期間(以下「三号未算入期間」という)が保険料納付済期間に算入されることとなるところである。今回の特例措置の趣旨にかんがみ、その内容について特例届出該当者に広く周知するとともに、平成七年四月一日からの改正法の施行事務を円滑に進めるため、次により特例届出の勧奨を実施することとする連絡する。

ウ 勧奨状の送付に併せて、勧奨状送付一覧表(別添一)(略)を

一部を各社会保険事務所あてに送付することとしていること。

(2) 特例届出該当者に対する勧奨状の送付等について

市町村及び社会保険事務所は、年金受給権の認定請求書の受付・審査に当たって、請求者が第三号被保険者期間を有するときには、必ずその配偶者の被用者年金制度の加入記録と突合し、第三号被保険者期間の確認・整備を行うとともに、未算入期間保有者についても

イ 社会保険庁においては、国民年金原簿及び厚生年金保険原簿を突合し、第三号被保険者期間に対応する配偶者の第一号被保險者期間がない者(以下「不整合記録保有者」という)及び国

たので、追憶のないように取り計らわれたい。
なお、特例届出に関する実施事務の取扱いの細部については、別途通知するので申し添える。

一 基本的事項

特例届出の勧奨事務は、年金受給権確保のために極めて重要な事務であることから、皆下社会保険事務所に対し事務処理計画の策定等について適切な指導を行うとともに、市町村(特別区を含む)以下同じ)と連携を図り、被保険者、受給権者等に対し施行日以降所要の届出が適正かつ円滑に行われるよう十分周知徹底を図るよう配意されたいこと。

二 特例届出の勧奨の実施方法

(1) 特例届出の勧奨状の作成等について

ア 平成七年四月末の時点で国民年金原簿において三号未算入期間を有する者(以下「未算入期間保有者」という)について、社会保険庁において特例届出の様式を兼ねる特例届出の勧奨状(別添一)以下「勧奨状」という)を作成し、国民年金原簿に収録されている未算入期間保有者の住所地を管轄する社会保険事務所に平成七年五月下旬に送付することとしていること。

イ 社会保険庁においては、国民年金原簿及び厚生年金保険原簿を突合し、第三号被保険者期間に対応する配偶者の第一号被保險者期間がない者(以下「不整合記録保有者」という)及び国

三 特例届出制度の周知

勧奨状送付対象者以外にも、これまで第三号被保険者としての届出を行ったことがない者等特例届出を行ひ得る者がいると見込まれるので、これらの者についても必要な特例届出が行われるよう、勧奨状の送付にとどまらず、幅広く特例届出の内容及び手続について周知を図ること。

四 年金給付の裁定請求書の受付・審査について

第一章 適用(整理番号III-1, III-2)

10

八三二

I 老齢給付(基礎年金・厚生年金)の裁定請求

◎ 現在、次の年金または扶助のいずれかを受けることができる人は、その条件を○で選んでください。

① 地方公務員の基礎 ② 教師(執行官法附則第13条について)、その例による場合は支給年金による審査基準

③ 日本郵政・郵便組合の老健年生金または養老年金 ④ 国外居住係員または旧後藤郵便局組合の通算年金給付

◎ ⑤ 他の昭和61年3月までの期間において国民年金に加入しなかった期間が、次に該当するときはその条件を○で選んでください。

1 記載者の^①間に「国民年金を除く」に示す制度の被保険者または組合員であった期間

2 記載者が^②間に「国民年金を除く」または^③間に示す制度の被保険者または通算年金を受けることができた期間

3 本人または記載者が^④間に「国民年金を除く」に示す制度の被保険者または通算年金の支給実施期間を跨いでいた期間

4 本人または記載者が^⑤間に「国民年金を除く」または^⑥間に示す制度から障害年金を受けることができた期間

5 本人または記載者が^⑦間に「国民年金を除く」または^⑧間に示す制度から旅費に対する年金を受けることができた期間

6 本人が^⑨間に「国民年金を除く」または^⑩間に示す制度から旅費に対する年金を受けることができた期間

7 本人が郵便局組合は途送等規制の被保険者または未帰還者寄附中高年生活手当もしくは特待手当を受けることができた期間

8 本人または記載者が群馬県県民年金、市町村公金の組合員および特別区の公金の員ならびに国民年金員であった期間

9 本人が群馬県県民年金の承認を受けた期間

◎ ⑪ 他の国民年金に住む人に入しなかった期間が、上に示す期間以外で次に該当するときはその条件を○で選んでください。

1 本人が日本国内に住所を有しなかった期間

2 本人が日本国内に住所を有した期間であって日本国籍を有しなかつたや国民年金の被保険者とされなかつた期間

3 本人が学校教育法に規定する高等学校の生徒または大学の学生等であった期間

4 本人が昭和41年4月以後の期間で下に示す制度の被保険者または障害年金を受けることができた期間
ただし、ウラニコに示す制度等の旅費を年金とする年金交付であって年金を廃止として停止されている期間は除く。
ア 年金年金者登録 イ 志願法 ウ 国家公務員共済被保険会法

エ 地方公務員共済被保険会法 オ 公立学校教員共済被保険会法 ピ 国立公務員正規年金会法

ケ 地方公務員共済被保険会法 サ 地方公務員の通算年金に関する条例 チ 執行官法附則第13条

◎ 国民年金、厚生年金保険または扶助組合の被保険者の受取請求を国民年金の主任
個人とした方は、その期間について特別一時金を支給されたことがありますか。
⑫ 国民年金に登録する被保険者に該当する程度の障害の状況にありますか。
⑬ 昭和46年4月1日から昭和47年5月14日までの間に住んでいたことがありますか。
⑭ 田舎振興等の旧扶助組合の組合員であったことがありますか。

1 はい <input type="checkbox"/>	2 いいえ <input type="checkbox"/>
1 はい <input type="checkbox"/>	2 いいえ <input type="checkbox"/>
1 はい <input type="checkbox"/>	2 いいえ <input type="checkbox"/>
1 はい <input type="checkbox"/>	2 いいえ <input type="checkbox"/>

◎ 生計維持證明

右の者は、請求者と生計を同じくしていたことを申し立てる。 年齢 <input type="checkbox"/> 6年 <input type="checkbox"/> 5月 <input type="checkbox"/> 10日 性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 届出者 <input type="checkbox"/> 佐々木 東久留米市淹山7-17-21 氏名 <input type="checkbox"/> 年金竜夫 (現名) (注) 1 この申立は、医生会員、町内会長、事業主、社会保険会員、業主などの第三者の証明に代えることができます。 2 この申立(証明)には、それぞれの住民票の写しを添えてください。	氏名 <input type="checkbox"/> 年金竜子 配偶者 <input type="checkbox"/> おひよ子
---	---

◎ 生計同一關係

1 願求者によって生計維持していた人がについて記入してください。	被保険者	中社会保険事務所等の捺印欄
① 既存者について年収は、600万円未満ですか。 ○ はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> () ㊞		
② 子(女) : []について年収は、600万円未満ですか。 ○ はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> () ㊞		
③ 子(女) : []について年収は、600万円未満ですか。 ○ はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> () ㊞		
2 既存者によって生計維持していた頃の者について記入してください。		
年収は、600万円未満ですか。 ○ はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> () ㊞		
3 上記1および2で「いいえ」と答えた者のうち、その者の収入がこの表の範囲外である場合はおもむね5年内に600万円未満となる見込みがありますか。 ○ はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> () ㊞		

◎ 収入開示係

ア 民営保険扶助者(第三号被保険者)
イ 加賀源氏または加賀公令定期会費
ウ 国足年金保険料共済被保険者
エ 利用料金等料金
オ 高等学校教育等年金
カ 通算年金保険、非雇用延年等

(保険課所→社会保険庁)

老齢を支給事由とする年金（老齢年金、通算老齢年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等）は、所得税法では被所得として課税のおとなり、その支給のつど源泉徴収されます。																																																																																						
<p>したがって、裁定請求される年金について源泉徴収が行われる際、配偶者控除、扶養控除等相当の控除を受けようとするときは、「下記の『公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』（以下「申告書」といいます。）を記入のうえ、提出してください。」</p> <p>また、収入が年金のみの単身者の方も申告書の提出ができます。</p> <p>（なお、国民年金の老齢基礎年金のみの裁定請求を行う方は、提出する必要がありません。）</p> <p>記入方法をよく読んで記入してください。</p>																																																																																						
<p>保険課所記入欄</p> <table border="1"> <tr> <td>保険課所符号</td> <td>裁定請求書の送達番号</td> <td>請求書受付保険課所名</td> <td>保険主管課 社会保険審査部</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>—</td> <td></td> <td>裁定予定年月日（地方府裁定分）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>平成 年 月 日予定</td> <td>平成 年 月 日提出</td> </tr> </table> <p>裁定請求書記入欄 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書</p> <table border="1"> <tr> <td>(氏名) 年金 竜夫</td> <td>生年月日</td> <td>扶養親族等の内訳</td> </tr> <tr> <td>年金 竜夫</td> <td>昭和 5 年 4 月 6 日</td> <td>扶養親族等の内訳</td> </tr> <tr> <td>(住 所) 171-00 東久留米市滝山 7-17-21</td> <td></td> <td>扶養親族等の内訳</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(自宅の電話番号) (0424)-67-(2111)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">2 扶養親族等の状況</td> </tr> <tr> <td colspan="3">あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなたの自身が被所得者、老年者のいぢれにも該当しない場合は、下記事項は記入する必要がありません。</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>氏名</th> <th>就労</th> <th>生年月日</th> <th>所得の種類・金額</th> <th>住 所 (別居の場合のみ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">扶除対象配偶者</td> <td>年金 明子</td> <td>夫</td> <td>昭和 47.6</td> <td>⑩・別</td> <td>○ 円</td> </tr> <tr> <td>年金 照夫</td> <td>既婚男</td> <td>昭和 47.3.2</td> <td>⑩・別</td> <td>○ 円 学生</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">扶養親族</td> <td>年金 みち</td> <td>母</td> <td>昭和 40.10</td> <td>⑩・別</td> <td>○ 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夫</td> <td>昭和 40.10</td> <td>同・別</td> <td>○ 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障害者</td> <td></td> <td>(普通・特例)</td> <td>障害の状況</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(普通・特例)</td> <td>障害の状況</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">受給者本人が老年者の場合 (55歳以上である方)</td> <td>年間の所得見積額</td> <td colspan="2">万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">受給者以外の所得者から扶除を受ける扶養親族等がいる場合は、その者の氏名・生年月日等を記入してください。</td> <td>氏 名</td> <td>就労</td> <td>生年月日</td> <td>扶除を受ける他の所得者名・就労等</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </table> <p>(年金の支払者) 支出官 社会保険庁統括部総務課</p>		保険課所符号	裁定請求書の送達番号	請求書受付保険課所名	保険主管課 社会保険審査部	3	—		裁定予定年月日（地方府裁定分）			平成 年 月 日予定	平成 年 月 日提出	(氏名) 年金 竜夫	生年月日	扶養親族等の内訳	年金 竜夫	昭和 5 年 4 月 6 日	扶養親族等の内訳	(住 所) 171-00 東久留米市滝山 7-17-21		扶養親族等の内訳	(自宅の電話番号) (0424)-67-(2111)			2 扶養親族等の状況			あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなたの自身が被所得者、老年者のいぢれにも該当しない場合は、下記事項は記入する必要がありません。			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>氏名</th> <th>就労</th> <th>生年月日</th> <th>所得の種類・金額</th> <th>住 所 (別居の場合のみ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">扶除対象配偶者</td> <td>年金 明子</td> <td>夫</td> <td>昭和 47.6</td> <td>⑩・別</td> <td>○ 円</td> </tr> <tr> <td>年金 照夫</td> <td>既婚男</td> <td>昭和 47.3.2</td> <td>⑩・別</td> <td>○ 円 学生</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">扶養親族</td> <td>年金 みち</td> <td>母</td> <td>昭和 40.10</td> <td>⑩・別</td> <td>○ 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夫</td> <td>昭和 40.10</td> <td>同・別</td> <td>○ 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障害者</td> <td></td> <td>(普通・特例)</td> <td>障害の状況</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(普通・特例)</td> <td>障害の状況</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">受給者本人が老年者の場合 (55歳以上である方)</td> <td>年間の所得見積額</td> <td colspan="2">万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">受給者以外の所得者から扶除を受ける扶養親族等がいる場合は、その者の氏名・生年月日等を記入してください。</td> <td>氏 名</td> <td>就労</td> <td>生年月日</td> <td>扶除を受ける他の所得者名・就労等</td> </tr> </tbody> </table>			区分	氏名	就労	生年月日	所得の種類・金額	住 所 (別居の場合のみ)	扶除対象配偶者	年金 明子	夫	昭和 47.6	⑩・別	○ 円	年金 照夫	既婚男	昭和 47.3.2	⑩・別	○ 円 学生	扶養親族	年金 みち	母	昭和 40.10	⑩・別	○ 円		夫	昭和 40.10	同・別	○ 円	障害者		(普通・特例)	障害の状況				(普通・特例)	障害の状況			受給者本人が老年者の場合 (55歳以上である方)			年間の所得見積額	万円		受給者以外の所得者から扶除を受ける扶養親族等がいる場合は、その者の氏名・生年月日等を記入してください。			氏 名	就労	生年月日	扶除を受ける他の所得者名・就労等
保険課所符号	裁定請求書の送達番号	請求書受付保険課所名	保険主管課 社会保険審査部																																																																																			
3	—		裁定予定年月日（地方府裁定分）																																																																																			
		平成 年 月 日予定	平成 年 月 日提出																																																																																			
(氏名) 年金 竜夫	生年月日	扶養親族等の内訳																																																																																				
年金 竜夫	昭和 5 年 4 月 6 日	扶養親族等の内訳																																																																																				
(住 所) 171-00 東久留米市滝山 7-17-21		扶養親族等の内訳																																																																																				
(自宅の電話番号) (0424)-67-(2111)																																																																																						
2 扶養親族等の状況																																																																																						
あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなたの自身が被所得者、老年者のいぢれにも該当しない場合は、下記事項は記入する必要がありません。																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>氏名</th> <th>就労</th> <th>生年月日</th> <th>所得の種類・金額</th> <th>住 所 (別居の場合のみ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">扶除対象配偶者</td> <td>年金 明子</td> <td>夫</td> <td>昭和 47.6</td> <td>⑩・別</td> <td>○ 円</td> </tr> <tr> <td>年金 照夫</td> <td>既婚男</td> <td>昭和 47.3.2</td> <td>⑩・別</td> <td>○ 円 学生</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">扶養親族</td> <td>年金 みち</td> <td>母</td> <td>昭和 40.10</td> <td>⑩・別</td> <td>○ 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>夫</td> <td>昭和 40.10</td> <td>同・別</td> <td>○ 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">障害者</td> <td></td> <td>(普通・特例)</td> <td>障害の状況</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(普通・特例)</td> <td>障害の状況</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">受給者本人が老年者の場合 (55歳以上である方)</td> <td>年間の所得見積額</td> <td colspan="2">万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">受給者以外の所得者から扶除を受ける扶養親族等がいる場合は、その者の氏名・生年月日等を記入してください。</td> <td>氏 名</td> <td>就労</td> <td>生年月日</td> <td>扶除を受ける他の所得者名・就労等</td> </tr> </tbody> </table>			区分	氏名	就労	生年月日	所得の種類・金額	住 所 (別居の場合のみ)	扶除対象配偶者	年金 明子	夫	昭和 47.6	⑩・別	○ 円	年金 照夫	既婚男	昭和 47.3.2	⑩・別	○ 円 学生	扶養親族	年金 みち	母	昭和 40.10	⑩・別	○ 円		夫	昭和 40.10	同・別	○ 円	障害者		(普通・特例)	障害の状況				(普通・特例)	障害の状況			受給者本人が老年者の場合 (55歳以上である方)			年間の所得見積額	万円		受給者以外の所得者から扶除を受ける扶養親族等がいる場合は、その者の氏名・生年月日等を記入してください。			氏 名	就労	生年月日	扶除を受ける他の所得者名・就労等																																
区分	氏名	就労	生年月日	所得の種類・金額	住 所 (別居の場合のみ)																																																																																	
扶除対象配偶者	年金 明子	夫	昭和 47.6	⑩・別	○ 円																																																																																	
	年金 照夫	既婚男	昭和 47.3.2	⑩・別	○ 円 学生																																																																																	
扶養親族	年金 みち	母	昭和 40.10	⑩・別	○ 円																																																																																	
		夫	昭和 40.10	同・別	○ 円																																																																																	
障害者		(普通・特例)	障害の状況																																																																																			
		(普通・特例)	障害の状況																																																																																			
受給者本人が老年者の場合 (55歳以上である方)			年間の所得見積額	万円																																																																																		
受給者以外の所得者から扶除を受ける扶養親族等がいる場合は、その者の氏名・生年月日等を記入してください。			氏 名	就労	生年月日	扶除を受ける他の所得者名・就労等																																																																																

■留意点

【請求書の記入は、次のようにします。なお、◆印の付された欄には記入の必要がありません。】

①～③の年金手帳の記号番号は、年金手帳（厚生年金保険被保険者証または国民年金手帳等）に書いてあります。

④および⑤の年号は、該当する文字を○で囲みます。生年月日は、たとえば、昭和 5 年 4 月 6 日生まれの場合は、「大 ④ 平 ⑤ 年 ⑤ 月 ④ 日 ⑥」のよう記入します。

⑪、⑫、⑬および⑭の「フリガナ」は、カタカナで正確に記入します。

○ フリガナの記入要領

①～⑩ フリガナは、次の要領で記入します。

⑪～⑯ ア 現代かなづかいによります。

⑰～⑲ イ カタカナを用います。

⑳～㉑ ウ 「ヰ、ヱ、ヲ」は「イ、エ、オ」を用います。

㉒ エ 地域的発音（ナマリ）は用いないこと。

㉓～㉔ オ 長音符は用いないこと（「イチロー」は「イチロウ」とします）。

㉕～㉖ カ カタカナ、ひらがな、変体がな、外國文字にもフリガナを付します（鈴木カナエは「スズキ カナエ」とします）。

㉗～㉙ 札幌、仙台、千葉、横浜、川崎、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡および北九州の各市については市名およびそのフリガナは不要。

㉚ 「丁目」、「番地」、「大字」、「字」の文字および数字のフリガナは不要。

㉛～㉜ 「銀行」、「金庫」、「および「支店」の文字のフリガナは不要。本店の場合は「ホンテン」とします。

印鑑は、印鑑登録がされていないものや年金の支払いを受けるときに使うものでなくともよいことになっています。

「支払機関」には、「金融機関」または「郵便局」のいずれか一方を正しい名称で記入します。

※基礎年金番号導入号の裁定請求様式（平成9年当時の様式）

I. 老齢給付(基礎年金・厚生年金)の裁定請求

国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書

様式第101号

・記号コード **固** 国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書

7 1 1

老齢基礎年金・老齢年金
老齢厚生年金・特例老齢年金

○□のなかに必要事項を記入してください。
(今印欄には、なにも記入しないでください。)
○フリガナはカタカナで記入してください。

年金コード
1 1 5 0

記号コードが記入されていない方は、①の「高齢年金番号」欄に記入の必要はありません。

請求者 ● 基本年金番号 2 1 1 1 5 1 2 5 6 9 0

● 生年月日 元四子 1 2 0 3 0 7

記号コード 2 1 1 7 9 1 1 2 3 4 5

● 生年月日 元四子 1 4 0 7 0 6

請求者の印 **金** (4) 魚 夫 (5)

記号コード 1 2

● 住所の郵便番号 住 所 〒 東久留米市 滝山 7-17-21

記号コード 1 2

年金の裁定請求（老齢）

④ 現在、次の年金または扶助のいずれかを受けることができる人は、その番号を○で囲んでください。		
1 地方公務員の恩給		
2 職業性(執行官賃別則第16条において、その例による場合を含む。)による普通恩給		
3 日本製油八幡発送組合の老齢年金または共済年金		
4 田外地開拓または旧海軍軍人共済組合の退職年金給付		
⑤ ⑥の昭和61年3月までの期間において国民年金に任意加入しなかった期間が、次に該当するときはその番号を○で囲んでください。		
1 記載者が④欄(国民年金を除く。)に示す制度の被保険者または被扶養年金を受けることができた期間		
2 記載者が④欄(国民年金を除く。)または⑤欄に示す制度の老齢年金または被扶養年金を受けることができた期間		
3 本人または記載者が④欄(国民年金を除く。)に示す制度の老齢年金または退職年金の受取資格期間を満たしていた期間		
4 本人または記載者が④欄(国民年金を除く。)または⑤欄に示す制度から障害年金を受けることができた期間		
5 本人または記載者が障害年金を受取る資格期間を満たして障害年金を受けることができた期間		
6 本人が④欄(国民年金を除く。)または⑤欄に示す制度から障害金に対する年金を受けることができた期間		
7 本人が被扶養者扶養控除等控除後の退職年金または未払還留者貯蓄年金手当もしくは特待手当を受けることができた期間		
8 本人または記載者が都道府県議会、市町村議会の議員および特別区の議員の職員ならびに国会议員であった期間		
9 本人が都道府県議事会の議員を受けて国民年金の被保険者とされなかった期間		
⑦ ⑧欄の国民年金に任意加入しなかった期間が、上に示す期間以外で次に該当するときはその番号を○で囲んでください。		
1 本人が日本国内外に住所を有さなかった期間		
2 本人が日本国内外に住所を有した期間であって日本国外を有さなかったため国民年金の被保険者とされなかった期間		
3 本人が学校教育院に就学する高等学徒の先輩または大学の学生等であった期間		
4 本人が昭和61年4月以前の隸属で下に示す制度の受給または退職年金受給する年金種付を受けることができた期間。ただし、やからに示す制度等の退職を理由とする年金種付であって年金を理由として停止されている期間は除く。		
5 階級年金受給証		
6 地方公務員共済組合法(タを除く。)※私立学校教職員共済組合法		
7 地方公務員共済組合法(タを除く。)※地方公務員の退職年金に関する条例		
8 地方公務員共済組合法(タを除く。)※執行官賃別則第16条		
⑨ 国民年金、厚生年金保険または共済組合の障害給付の被保険者で国民年金の任意加入をした方は、その期間について特例一時金を受けたことがありますか。		
⑩ 国民年金法に定める障害等級に該当する障害の障害の状態にありますか。		
⑪ 平成35年4月1日から昭和47年5月14日までの間に障害に住んでいたことがありますか。		
⑫ 旧海軍等の退職旅順組合の組合員であったことがありますか。		
⑬ 生計維持証明		
右の者は、請求者と生計を同じくしていたことを申し立てます。 平成 9 年 5 月 10 日 (証明者) 請求者、庄内、東久留米市、荒山、7-12-21 (証明者) 氏名、年金、義夫 (被 命)		氏名 年金明子 配偶 おおよび子 孫 其他
(注) 1 この申立は、民生委員、町内会長、事業主、社会保険医員、不本などの新3者の反対に代えることができます。 2 この申立(証明)には、それぞれの住民票の写しを添付してください。		氏 名 年 金 明 子 夢
⑭ ⑮請求者によって生計維持していた者について記入してください。 1 記載者について年収は、850万円未満ですか。 ()印 2 子(名)について年収は、850万円未満ですか。 ()印 3 子(名)について年収は、850万円未満ですか。 ()印 4 子(名)について年収は、850万円未満ですか。 ()印 5 記載者によって生計維持していた請求者について記入してください。 年収は、850万円未満ですか。 は い・いいえ ()印 6 上記おおよそ2で「いいえ」と答えた者のうち、その者の収入がこの年収の生計維持基準額以下におおむね5年内に850万円未満となるリスクがありますか。 は い・いいえ ()印		※成印印 ※社会保険事務所等の障害事項 ア 残疾年金受給者(第三号被扶養者) イ 加算賦課または加給年金受給者 ウ 国民年金保険料免除者 エ 障害者手帳所持者 オ 高等学校等卒業者 カ 離婚原因者、非用認定等

(注) 平成6年11月と並んで愛媛県が発生している方は、「600万円未満」となります。 平成 9 年 5 月 10 日提出

年金の裁定請求（老齢）

老齢支給事由とする年金（老齢年金、通算老齢年金、老齢基礎年金等）は、所得税法では非所得として課税の対象となり、その支給のつど源泉控除されます。

したがって、裁定請求される年金について源泉徴収が行われる紙、配偶者控除、扶養控除等相当の控除を受けようとするときは、下記の「公的年金等の受給者の扶養家族等申告書」(以下「申告書」といいます。)を記入のうえ、提出してください。
また、収入が年金のみの単身者の方も申告書の提出ができます。
(なお、国民年金の老齢基礎年金のみの裁定請求を行う方は、提出する必要がありません。)
記入方法をよく読んで記入してください。

保険課所符印	平成 年 月 日受付 請求書交付保険課名
保険所符印	保険 芳・智・輝 社会保険審査所
3	在支定期月(地方在支定期)
法定請求書の送達番号	平成 年 月 日予定

■ 留意点

請求書の記入は、次のようにします。なお、◆印の付された欄には記入の必要がありません。

①、③の基礎年金番号は、基礎年金番号通知書または年金手帳（厚生年金保険被保険者証または国民年金手帳等）に書いてあります。

②および④の年号は、該当する文字を○で囲みます。生年月日は、たとえば、昭和5年4月6日生まれの場合は、「

大	・	⑩	平	年	月	日
3	・	5	7	0	5	0
4	・	6		4	6	6

」のよう

⑯、⑰、⑲、⑳および㉑の「フリガナ」は、カタカナで正確に記入します。

◎ フリガナの記入要領

1 フリガナは、次の要領で記入します。

ア「現代かなづかいによります。」

イ カタカナを用います。

さう、「お、そいは「イエ」を用います。

「...工」(地域的發音: ナヌリ) は用いないこと。

本 カタカナ、ひらがな・変体かな、外国

（鈴木カナエは「スズキ（かね）エ」とします）。

2 札幌、仙台、千葉、横浜、川崎、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡および北九州の各市については市名およびそのフリガナは不要。

3 「丁目」、「番地」、「大字」、「字」の文字および数字のフリガナは不要。

「銀行」、「金庫」、おひび、「支店」の文字のフリガナは不要。本店の場合は「ホンテン」とします。

印鑑は、印鑑登録がされていないものや年金の支払いを受けるときに使うものでなくともよいこともあります。

「支払機関」には、「金融機関」または「郵便局」のいずれか一方を正しい

企画部門は、企画部、企画課、企画室、企画課長、企画課員等と呼ばれます。

並徵信局、銀行、並專「相經」，「本店、文店、山張所」，「信連、信德連」。

國民年金
厚生年金保険
年金給付
業務處理
マニュアル

社会保険庁

■業務処理名
国民年金

老齢給付裁定請求書（老齢基礎）

◆見出し

令手順

◆Point

	<p>【日本国籍を取得した外国人、その他政令で定める人（永住許可者等）の国内外居住期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本または抄本（国籍取得者に限る）・戸籍記載事項証明書 ・登録原紙記載事項証明書 ・旅券法に規定する旅券（パスポート）のコピー ・永住許可の旨が記載された在留資格証明書または永住許可書等 <p>【昭和61年3月以前の被用者年金各法の被保険者の配偶者期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者の年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書 ・配偶者が共済組合の共済期間であるときは、年金加入期間確認通知書 ・婚姻期間の確認できる戸籍謄本 <p>（5）サービススタンダード</p> <p>請求書の受付日より、原則として、おおむね60日（2ヶ月）以内に年金証書を発送することを説明する。 また、遅延する場合には、別途通知することを説明する。</p> <p><u>2. 窓口受付</u></p> <p>窓口において請求書を受付する場合の対応</p> <p>（1）内容点検</p> <p>審査時における不備返戻等を事前に防止するため、窓口において点検を行う。</p> <p>① 記入漏れ等の点検</p> <p>請求書の必要項目について、記入・押印もれがないか点検する。 記入・押印漏れがあったときは、その場で記入等の補正を求める。 その場で補正できない不備の場合は、請求書を返戻する。 再提出の際は送付でもよいことを説明する。</p>	
--	---	--

■業務処理名
国民年金

老齢給付裁定請求書（老齢基礎）

◆見出し

令手順

◆Point

	<p>② 添付書類等の確認</p> <p>請求の際に必要となる書類等が添付されていることを確認のうえ、請求書に記入された内容との照合を行う。</p> <p>（ア）年金手帳または基礎年金番号通知書</p> <p>請求者、配偶者について、制度共通氏名索引照会（旧姓も）を行う。</p> <p>提示された基礎年金番号以外の記載がある場合、本人記載であるか否かを確認する。</p> <p>本人記載である場合、その番号について請求書の所定欄に番号の記入を求める。</p> <p>窓口受付の記録より、合算対象期間の確認、国民年金第3号被保険者記入との整合性を確認する。</p> <p>（イ）戸籍謄本</p> <p>請求者の氏名、生年月日、配偶者との身分関係等を確認し、請求書の記入内容と一致することを確認する。</p> <p>（ウ）住民票の写し</p> <p>記載されている住民の居住関係を確認のうえ、請求書に記入された住所と一致することを確認する。</p> <p>（エ）所得証明</p> <p>請求者が振替加算額の対象者である場合、収入控除等を確認する。</p> <p>（オ）振込先の金融機関印帳</p> <p>本人名義であること、年金の振込みが可能な金融機関、預金種別であることを確認する。</p> <p>（カ）年金加入期間確認通知書</p> <p>共済組合等の組合員記録がある場合、年金加入期間記録を確認する。</p> <p>また、合算対象期間の確認の際にも必要となる。</p> <p>（2）請求書等の受理</p> <p>（① 受付印の押印）</p> <p>内容点検等が終了したら、請求書に窓口用受付印を押印のうえ、請求書等を整理する。</p>	
--	---	--

國民年金
厚生年金保険
年金給付
業務処理
マニュアル

日本年金機構

手順書 31-17

■業務処理名
国民年金・厚生年金保険

老齢給付年金請求書（老齢厚生）

◆見出し	◆手順	◆Point
	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者の年金手帳、基礎年金番号通知書、年金証書 配偶者が共済組合の加入員であるときは、年金加入期間確認通知書 婚姻期間の確認できる戸籍謄本 	困難な場合は、請求者から提示された戸籍や配偶者の職歴等の申し出をもとに、合算対象期間の確認を行う。（請求者へ配偶者の被保険者記録の提示はしない）
(5) サービススタンダード	請求書の受付日より、原則として、おおむね60日(2ヶ月)以内に年金証書を発送することを説明する。 また、遅延する場合は、別途通知することを説明する。	氏名索引を行う場合は、請求者に「年金加入期間確認請求書」の記入を求める。 (交付はしない)
<u>2. 窓口受付</u>		
(1) 内容点検	審査時における不備返戻等を事前に防止するため、窓口において点検を行う。	
① 記入漏れ等の点検	請求書の必要項目について、記入・押印漏れがないか点検する。 記入・押印漏れがあったときは、その場で記入等の補正を求める。 その場で補正できない不備の場合は、請求書を返戻する。	
② 添付書類等の確認	請求の際に必要となる書類等が添付されていることを確認のうえ、請求書に記入された内容との照合を行う。 (ア)年金手帳、基礎年金番号通知書 請求者、配偶者について、制度共通氏名索引照会（旧姓も）を行う。 提示された基礎年金番号以外の記録がある場合、本人記録であるか否かを聴取する。 本人記録である場合、その番号について請求書の所定欄に記入を求める。 窓口装置の記録より合算対象期間を確認する。 ((1)照会対応)、「(4)添付書類の説明」、「①必ず必要となる書類」、「合算対象期間を要するとき」を	再提出の際は送付でもよいことを説明する。 添付書類、窓口装置との確認を行い各項目に確認印を押印する。 請求者の期間確認の為の配偶者記録氏名索引について委任状は不要である。 本人から事業所名、所在地勤務期間を聴取し、合致した場合のみ本人記録とす

手順書 31-18

■業務処理名
国民年金・厚生年金保険

老齢給付年金請求書（老齢厚生）

◆見出し	◆手順	◆Point
		る。 届出が必要な場合は指示をする。 雇用保険の受給記録がある者は窓口装置の記録も確認する。
	<p>(イ)雇用保険被保険者証 請求書に記入された雇用保険被保険者番号と添付された雇用保険被保険者証の番号が一致するかを確認する。 雇用保険被保険者証の交付を受けていない者等については、事由書の添付及びその記入内容を確認する。</p> <p>(ウ)戸籍謄本 請求者の氏名、生年月日、加給年金額(加算額)対象者との身分関係等を確認し、請求書の記入内容と一致することを確認する。</p> <p>(エ)住民票の写し 記載されている住民の居住関係を確認のうえ、請求書に記入された住所と一致することを確認する。</p> <p>(オ)所得証明書 加給年金額対象者がいるとき、請求者が振替加算額の対象である場合、収入要件、生計維持関係等を確認する。</p> <p>(カ)振込先の金融機関通帳 本人名義の口座であること、年金の振込みが可能な金融機関・預金種別であることを確認する。</p> <p>(キ)年金加入期間確認通知書 共済組合等の組合員記録がある場合、年金加入期間記録を確認する。 また合算対象期間の確認の際にも必要となる。 請求書に「老齢基礎年金支給線上請求書」が添付されているときは、請求者に対して一部線上げか全部線上げかの確認を行う。 「老齢基礎・老齢厚生支給線下申出書」が添付されているときは、請求時においての線下げが将来の線下げかの確認を行う。</p>	戸籍謄本・住民票の写しの発行日は、年金の受給権発生日以前であり、かつ、提出日から6ヶ月以内に交付されたものであること。(平成17年12月16日府保険発第1216001号) 所得証明の年区分が正しいか確認する。 貯蓄口座・ネット銀行の口座には年金の振込みはできない。

手順書 31-19

■業務処理名

国民年金・厚生年金保険

老齢給付年金請求書（老齢厚生）

◆見出し	◆手順	◆Point
③ 3号期間の整合性の確認	<p>(ア)第3号被保険者期間があるときは、請求者と配偶者それぞれの【制度】基番(020)処理区分001照会区分コード20(配偶者記録)のハードコピーを出力する。</p> <p>そのハードコピーにより、配偶者の被用者年金制度の加入状況との符合を実施し、適切な被保険者期間の確認を行ったうえで請求書に添付する。</p> <p>(イ)第3号被保険者の収入が認定基準を超える医療保険の扶養から外れている場合もあるため、【制度】健保・厚年(052)のハードコピーも出力し、医療保険の被扶養者情報(機構で確認できる情報に限る。)の確認を行ったうえで請求書に添付する。</p>	<p>平成6年3月31日府文発第1411号 平成7年3月29日府文発第1934号</p> <p>収入は年間130万円未満(厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円未満) 昭和61年3月31日 府保発第13号</p> <p>第1号被保険者または第3多被保険者に該当する期間について未届であることが確認できた場合は、被保険者種別変更届または3号該当(3号特例)届の提出について案内する。</p>
(2) 請求書等の受理		
① 受付印の押印	内容点検等が終了したら、請求書に窓口用受付印を押印のうえ請求書等を受理する。	送付分と窓口受付分とを区別する。
② 受付控えの交付	サービススタンダード通知に基づく受付控えを作成し、請求者へ交付する。 年金の決定等にかかる処理が遅延する場合は、別途通知を行うことを説明する。	送付による受付分についても、受付控えを送付する。 サービススタンダードについては平成18年3月22日府保発第0322001号参照のこと。
③ 受付処理簿への入力	進捗管理を行うための受付処理簿に、所定事項を入力する。	
④ 事務センタ	年金事務所で受付を行った請求書等については、回付	受付処理簿に回付日を記入

手順書 31-20

■業務処理名

国民年金・厚生年金保険

老齢給付年金請求書（老齢厚生）

◆見出し	◆手順	◆Point
	<p>一への回付</p> <p>● 回送</p>	<p>票、受付処理簿を添付し、決裁のうえ、すみやかに事務センターに回付する。</p> <p>県外へ回送しなければならない場合は、回送付箋を添付し、決裁のうえ、すみやかに管轄の事務センターへ回送する。</p> <p>また、年金相談センターにあっては、すみやかに管轄事務センターへ回送する。</p>
	<p>⑤ 受付件数等のチェック</p>	<p>事務センターは、請求書等が年金事務所から回付もしくは他事務センター、年金相談センターから回送があった場合には、回付票、受付処理簿、回送付箋等により、受付件数、請求書等のチェックを行う。</p>
	<p><u>3. 内容審査</u></p> <p>(1) 記入内容等の審査</p>	<p>請求書の各項目の記入・押印漏れ、添付書類や窓口装置による記録との整合性等を確認する。</p> <p>記入事項の補正を行う場合は、赤色のペンを使用する。</p> <p>訂正を行う場合は誤記を二線で抹消し、その上部に正しい事項を記入する。</p>
	<p>① 受付年月日</p>	<p>受付印が押印されているか確認する。</p> <p>受給資格要件たる年齢、資格に達しているかを確認し、受付の日付が受給権発生年月日以後であるか確認する。</p> <p>受給権発生年月日以後5年を経過している場合、時効に関する申立書、もしくは請求遅延に関する申立書が添付されているか確認する。</p>
	<p>②-1 請求者の年金手帳の</p>	<p>請求者の年金手帳の基礎年金番号が正しく記入されているか確認する。</p>
		<p>年金請求書の</p> <p>制度共通氏名索引照会による記録確認が行われている</p>

手順書 31-21

■業務処理名

国民年金・厚生年金保険

老齢給付年金請求書（老齢厚生）

◆見出し

◆手順

◆Point

②-2 3号期間の整合性の確認	基礎年金番号	ことを確認する。 基礎年金番号の記入があり、かつ年金手帳の記号番号の記入がある場合は、年金手帳記号番号の登録(統合)処理を行う。 基礎年金番号の記入がなく、年金手帳の記号番号の記入がある場合は、基礎年金番号付番(手番)処理を行う。	(認定編)第3節「被保険者記録の整備」に基づき処理を行う。
	(ア) 第3号被保険者期間があるときは、受付時において、出力したハードコピーに基づき、その配偶者の被用者年金制度の加入状況との突合を実施し、適切な被保険者期間の確認を行う。	平成6年3月31日府文発 第1411号 平成7年3月29日府文発 第1934号	
	(イ) 第3号被保険者の収入が認定基準を超え医療保険の扶養から外れている場合もあるため、受付時において出力された【制度】健保・厚年(052)のハードコピーに基づき、医療保険の被扶養者情報(機構で確認できる情報に限る。)を確認する。	収入は年間130万円未満 (厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者は180万円未満) 昭和61年3月31日 府保発第13号	
③ 配偶者の年金手帳の基礎年金番号	配偶者の基礎年金番号が正しく記入されているか確認する。 基礎年金番号の記入があり、かつ年金手帳の記号番号の記入がある場合は、年金手帳記号番号の登録(統合)処理を行う。 基礎年金番号の記入がなく、年金手帳の記号番号の記入がある場合は、基礎年金番号付番(手番)処理を行う。 基礎年金番号および年金手帳の記号番号の記入がない	年金請求書①欄	第1号被保険者または第3号被保険者に該当する期間について届出漏れがないか確認する。